

# 「あきた成年後見センターつなぐ」 本格稼働！！

一般社団法人秋田市手をつなぐ育成会では、小林会長を中心に、法人後見のための組織づくりを進めています。名称を「あきた成年後見センターつなぐ」としました。これまでの進捗状況と予定、その間に寄せられた疑問にお答えして報告します。

## 進捗状況・予定

令和4年11月26日	成年後見セミナー開催「親たちが中心となった成年後見の実践」 成年後見センターもりおか高橋事務次長の講演と活発な質疑応答
令和4年12月26日	秋田市権利擁護センターを訪問し意見交換 提携先機関としての関係を築きました
令和5年1月6日	湯沢市社会福祉協議会赤平事務次長の講演聴講と意見交換 提携先機関としての関係を築きました
令和5年4月～	成年後見支援セミナーを6回開催します（巻末に日程掲載、 対象は会員の皆さんほか、関心のある一般市民です）
令和5年5月	事務所を整備し6月稼働予定

## 寄せられた質問

### Q1 後見人が就任すると「死ぬまで」交替しない、と聞いて不安です。

A1 成年後見制度を利用するためには、親兄弟などが家庭裁判所に申立てをします。

後見人は家庭裁判所の裁量で決まるため、本人（被後見人：支援を受ける人）との相性が良くない人、知的障がいの特性に理解の浅い人が就任する場合も考えられます。そして特別なことがない限り後見人を変えることができません。質問者の心配は当然で、知的障がい者及び親が、成年後見制度利用に消極的になる大きな理由でした。「あきた成年後見センターつなぐ」（以下「つなぐ」）が法人後見を受任することとなれば、成年後見支援セミナーを受講した「知的障がい者の親・兄弟」を中心としたスタッフが「親の立場」で実際に支援します。「つなぐ」は、家族の将来を安心して託すことができる「法人後見」を目指します。一人でも多くの会員の皆さんが「成年後見支援セミナー」を受講し参加してください。

### Q2 後見人はお金の管理しかしない。お金の問題も大事だが「身上保護」をしてほしい（しっかり面倒見て）

A2 成年後見制度の基本理念は「自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーション」の3つです。本人が穏やかに幸せに暮らせるために、財産の適切な管理と、医療・住居の確保・施設の入退所と処遇の監視などの身上保護、を後見人が行います。残念ながら財産の管理のみの「専門家」もいるかもしれません。「つなぐ」は、複数の担当者が一人の人を支えるという仕組みです。相性の問題は担当スタッフの交代で解決します。身上保護は支援スタッフが「知的障がい者の親・兄弟が中心」ですので「親の立場」で行います。

### Q3 後見人は有料だと聞いています。障がい者年金しかない場合は利用できないのでは？

A3 後見人は1年に1回定期報告と共に「後見報酬」を家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が本人の収入や後見事務の程度を考慮して「報酬額」を決定します。おおむね年24万円ほどが本人の収入から支払われます。秋田市には、支払い困難な場合のために「報酬助成」の制度があります。「つなぐ」では、その制度を利用するなど、「本人が穏やかに幸せに暮らせるため」に必要な財産を確保できるようにします。「つなぐ」を継続するために、篤志家や企業からの寄付を募ることを計画しています。



# あきた つなぐ な



一般社団法人  
秋田市手をつなぐ育成会

会報 第41号



紙面の都合で以上の疑問のみにお答えしました。今後も疑問・質問を取り上げて皆さんと解決策を共有してまいります。月1回の「役員会」終了後になんでも相談のコーナーを設けています。ぜひおいで下さい。（鈴木哲郎）

## 秋田市手をつなぐ育成会の

### 法人後見事業の進捗について



会長 小林 顕

#### 一．社会医療法人正和会との連携について

一般社団法人秋田市手をつなぐ育成会(以下、当育成会)が準備しております法人後見事業に、潟上市に本拠地を置く社会医療法人正和会(以下、正和会)が全面的に協力してくださるようになりました。正和会は南秋の市町村ならびに秋田市で、病院、医院、介護施設、福祉事業所など四十以上の事業所を運営する職員数約八百五十人の法人で、長年小林顕は正和会の理事を務めております。昨年十二月に新たに正和会理事長に就任した前秋田県医師会長の小玉弘之先生から「成年後見事業は地域に必要な事業で、今後さらに重要性を増す」ということで、全面的に事業協力したい旨のお話があり、当育成会は理事全員が正和会の協力を歓迎することで一致いたしました。現在、正和会と当育成会で事業協力の具体的内容を調整中です。

#### 二．湯沢市社会福祉協議会事務局次長

##### 赤平一夫氏の「講演

当育成会、正和会ともに成年後見事業を現時点で未経験で、まずは両法人とも障がい者の法人後見事業についての勉強から始めることになりました。そこで秋田県で

初めて法人後見事業を開始した湯沢市社会福祉協議会の赤平一夫氏を正和会本部にお招きし、湯沢市で進められている知的障がい者の法人後見についての講演会を本年一月六日に開催いたしました。今後とも赤平一夫氏と連携しながら法人後見を立ち上げる予定です。法人が成年後見を行う「法人後見」のメリットは以下の通りです。

- ① 法人の複数の職員あるいは複数の支援者が対応に当たるため、長期的な支援が可能で、そのため若い知的障がい者に対応できる。
- ② 複数の職員が係わるので、被後見人と支援する人の相性を調整できる、逆に支援者側としては担当職員一人一人の負担を軽減できる。
- ③ 身上監護(生活福祉課題が複雑な方)への対応が行いやすい。
- ④ 法人に資力がある場合は、後見費用が支払えない方、資力が低い方(低所得・無貯金、生活保護世帯等)への対応が行いやすい。
- ⑤ 成年後見においては家族などが後見申し立てをする手続きが煩雑であり、「申し立て支援」が不可欠であるので、それを法人として行うことができる。
- ⑥ 社会福祉協議会や正和会などの地域の福祉あるいは医療の中核的な法人が成年後見事業を行う場合、被後見人を地域の福祉・医療のネットワークに繋げることが容易である。
- ⑦ 法律関係者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、民生委員などからなる「法人後見運営委員会」を定期的に開催しながら運営するので、多機関・多職種連携ができ、困難事例、多問題ケースの協議・対応がしやすい、などのメリットがあります。

一方、法人後見のデメリットは、主に財政的な問題であり、法人後見の場合は、資力のない人も対象になってくるため、経営が安定するまでは採算面で見ると厳しいこともありうることでありますが、これは安定した経営をされている正和会との協働によつて解決できるものと考えております。

#### 三．活動資金調達のための助成申請

独立行政法人福祉医療機構(WAM)が先見性のある福祉事業に助成金を支給しておりますので、資金調達に向けて今年一月末に一般社団法人秋田市手をつなぐ育成会として助成申請いたしました。助成の可否は四月末に決定しますので果報を待っております。加えてゆうちよ財団からは現場で被後見人の支援にあたる支援スタッフの養成のためセミナー開催に向けて助成を申請しております。

助成の有無にかかわらず、会員の皆様方のために「あきた成年後見センターつなぐ」の設立に向けて努力してまいりますので、何卒応援の程よろしくお願い申し上げます。

#### 会員の皆様へ～運営委員急募！

当育成会では会員皆様の幸せな未来の実現と知的障がい児者を取り巻く福祉の向上のため、運営委員が自分たちの時間を割きながら努力しています。現在、法人後見事業の準備をしています。これを含めて全ての事業の担い手が足りず、一部委員は忙しさに窮する毎日です。そこで、会員の皆様で当育成会の事業に対して少しでもお手をお貸しただけの方は、何卒下記連絡先に連絡をお願い致します！

会長：小林(090-7072-8732)  
副会長：本田(090-2559-4811)  
副会長：鈴木(090-2273-0560)

## 長澤 陽子（運営委員 / ほ〜ぶ隊）

①秋田市土崎

②音楽鑑賞、リサイクルショップで掘り出し物を見つけること。

③昨年、成人した娘のことをあれこれ思い考えていた時、いつものように魁新聞を開き、読み進めていくと、そこに「こまちほ〜ぶ隊」の記事が！しかも写真には昔仕事を通じて知り合った本田さんの姿が！記事を何度も何度も読み返し、その活動や主旨に深〜く共感！思い切って代表の平野さんに連絡し、お仲間に入れていただきました。人とつながることで心が軽くなる。きずなの大切さを改めて実感しています。素晴らしい出逢いに感謝！みなさまよろしく願っています。



## コラム「20代の挑戦!成年後見人への道」vol.1



書類に関していうと、親族の意見書、財産目録、収支予定表など、自分一人で完結できない書類もあり、全て用意するまでにかなりの時間と手間を要してしまいました。

今は申し立てを終え、少しは妹のためにできる『準備』を一つできた気がします。

次は、家庭裁判所の判断を待つという最大の難関です。結果は後ほど共有できればと思います。

最後に、私は今の成年後見制度が完璧ではなく、私の妹を守るための一つの手段であると思っています。

日々国の制度は自分たちの知らないうちに目まぐるしいスピードで更新されていきます。この制度を使ったからと安心せず、常に新しい情報入手し必要な準備や行動をしていくことが大切になります。今後も私亡き後の準備のために自分なりに情報を仕入れ、どんな手段があり、どんな準備が必要なのか試行錯誤を重ねて行きたいと考えています。

- ・書類が多くて取り揃えるのがとても大変
- ・誰も教えてくれない
- ・どんな効果があるのか理解するまで時間がかかる

『成年後見人制度』最近耳にされる方が多いのではないのでしょうか。もし今自身に何かあった時、家族や周囲にいたいどんな影響が出るか、三十代を目前によく考えるようになってきました。そんな中、『成年後見人』という制度に触れる機会があり、自分なり調べてまいりました。そこで分かったのは、自分や自身の親に何かあった時（亡くなった場合や認知症、高度障害状態など）不動産や預貯金、身の回りの世話のための介護サービスや施設への入所の契約を結んだり、遺産分割協議をすることが困難になること。また、そのような状況下で正しい判断ができず、不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害に遭う恐れもあるということです。

実際、私の周りでも金銭トラブルに巻き込まれるケースがありました。音沙汰の無かった親戚から突然連絡がきたり、それをきっかけに兄弟同士が揉めてしまったり…自分に何かあったときにそんな事態になって欲しくない！そんな思いから、実際に申し立ての申請を行ってみました。

実際に行動に移して感じたことは次のようなことでした。

### 船木 拓也さんプロフィール

プルデンシャル生命保険勤務。脳性まひで生まれた妹を持つ。仕事を通じて障害を持つ子どもの家族が多いことやその心配事などに触れ、障害者福祉に興味を持ち、育成会に入会。以降、運営委員として「あきた成年後見センターつなぐ」の立ち上げにも積極的に参加。

# 令和4年10月23日(日) 映画「道草」鑑賞&トークセッション

@にぎわい交流館 AU3 階多目的ホール

# 今年度事業より

【解説】ヘルパー（介護者）付きでひとり暮らしをする知的障害者の人々を追ったドキュメンタリー。  
自閉症や知的障害、自傷・他害といった行動障害がある人々は、世間との間に線を引かれ、囲いの内へと隔たれ、暮らしの場所は限られていた。「重度」とされる知的障害者の多くは入所施設や病院、あるいは親元で暮らしているのが実情だが、2014年の重度訪問介護制度の対象拡大により、重度の知的・精神障害者もヘルパー付きのひとり暮らしができる可能性が広まった。東京の街角で介護者付きのひとり暮らしを送る知的障害者の人々を追い、介護者とのせめぎあいや、道草をしながら散歩する何気ない日常の姿などを通して、健常者と障害者がともにある街の新しい選択肢を見つめていく。  
2018年製作 / 95分 / 日本配給：映画「道草」上映委員会



映画の作中では、様々な環境下で暮らしている四人の重度知的障がいの方の日常が映し出されています。介助者の力を借りて一人暮らしをしたり、外出している姿は私にはとても新鮮で、そして羨ましいものでした。確かにそれぞれ問題も抱えていましたが、それでも介助者の方たちが忍耐強く接し、解決していく様子に感心しました。

私は（夫も）秋田市に住んでいながら、勉強不足なこともあり市内の福祉サービスについて良く分かっていません。子どもにとってどんな環境を用意できるかは、まだまだこれから勉強し、考えていかなければと思っています。ですが、まずは我が家においては子離れが最大の課題かもしれません。

いつか親が亡くなって、子ども一人で暮らすなくてはならなくなった時（グループホーム・施設入所等）、映画の中にいる介助者の様な伴走者が側にいてくれたらと願っています。  
(佐々木久美子記)



東北初公開ということもあり、隣県からの参加者もいらっしゃいました。



約50名の参加となりました！



登壇者・育成会スタッフとNAOのたまごスタッフ一部の参加者の方々

お疲れ様でした！

# 令和4年10月18日(火) IDOBA TAカフェ



@北部市民サービスセンター  
「キタスカ」和室

少人数で和気あいあいとした雰囲気の中、こまちほぐ隊の実演を実施したり、子どもの日常の何気ない様子を語ったりしました。

特に「県の療育センターが20歳を超えると通院できなくなり、ある日突然自分で精神科を探さなくてはいけなくなって困った」という話に意見が集中。いざ障害者年金の更新時期になった時に、たった二ヶ月で病院を見つけて予約を入れ、生い立ちを知らない医師に経緯を伝えることの労力や難しさ。書類の煩雑さなども改善してほしいなど意見もありました。  
(本田由香記)



第22回心いきき芸術・文化祭  
主催/秋田県・秋田県障害者社会参加推進センター



(佐々木久美子記)

2年ぶりとなった秋田県障害者社会参加推進センター主催の「心いきき芸術・文化祭」において、藤井恵さんのポストカードや会員製作の小物販売の出店をしました。当日は、恵さん親子も参加され、来場された方々との交流もあり有意義な時間となりました。

秋田市手をつなぐ育成会・こまちほぐ隊の紹介も兼ねて出店しましたが、会場の人の通りがあまりなく、周知の点は少し残念だったと考えています。

小物販売の売上金は育成会の会計に計上させていただきます。当日来場していただいた会員の皆様には感謝いたします。

@にぎわい交流館 AU

# 令和4年11月3日(木・祝) 心いきき芸術文化祭

# 令和4年11月26日(土) 成年後見セミナー

去る十一月二十六日、秋田県社会福祉会館にて成年後見センターもりおか事務局長 高橋安夫氏をお招きし「親たちが中心となった成年後見の実践」についてご講演いただきました。

成年後見センターもりおかは、高橋氏自身が所属していたダウン症の親の会の交流の中で「親も子も家に閉じこもってはダメ」という意識を持ち、知的障がい者支援を目的に、平成二十年十月にNPO法人として設立。現在、法人後見制度を弁護士四名のボランティアスタッフを含め総勢二十三名で法人成年制度を運営されています。

法人設立時のご苦労を始め、支援の仕組みや支援スタッフの役割支援の目標と実践について熱く語っていただきました。さらに実際の支援例を下に法人成年後見の良さ・難しさを具体的に紹介くださいました。

参加者からは切実な問題として多くの発言があり、例えば成年後見人の報酬月額を巡る問題や成年後見の申立手続き〜後見人を見つける、成年後見人の苦情処理などがありました。成年後見制度への期待と不安また法人後見制度の有り様について如何に進めていくか考える良い機会となりました。

(佐々木雅樹 記)



## アンケートの一部抜粋

…成年後見制度への関心の高さがわかった

Q. セミナーに参加して良かったか



Q. 成年後見制度の関心度



# 令和5年3月18日(土) 知的障害者年金セミナー

ゆうちよ財団助成事業として、YORISOU社会保険労務士法人代表の松山純子氏をお招きし、主に知的障害者のための年金セミナーを開催いたしました。松山氏は障がい者福祉施設の職員に従事されたご経験があり、その視点からも大変分かりやすい講演でした。講演内容についての要点は次の通りです。

- ① 知的障がいの場合、障害年金受給の三要素（保険料納付、初診日、障害認定日）のうち通常関係してくるのは障害認定日のみ、二十歳誕生日前後三カ月が障害認定日になる。また知的障がいの場合は二十歳前の申請です。保険料納付は不要で、初診日は通常、出生日。
- ② 医師に書いてもらう障害診断書や保護者が書く病歴就労申立書など、準備する書類が多く、二十歳の誕生日直前に手続きを始めたのでは遅い。できれば支援学校高等部のあたりからかかりつけの病院の先生に、「二十歳近くになったら障害年金の診断書の記載をお願いします」と頼んでおく。また、早めに年金事務所や市役所の障がい福祉課に行き、申請の相談と必要書類の受け取り、年金申請の準備を始めておいた方がよい。
- ③ 保護者が書く「病歴就労申立書」の書き方が肝心。日常生活と就労上の大変さが伝わるように書くことが大事。

a 日常生活についての記載・・・「一人で生活する」としたら」という仮定で、親の日々の大変さを十分に伝えられるか否かが重要。適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬、他人との意思伝達および対人関係、身の安全保持および危機対応、社会性の七つの項目について全て「単身で生活する、一人で行う」ことを前提にして書くことが大事。一人で適当量をバランスよく食べられるか、自発的に清潔保持ができるか、あるいは家族からの声掛けがないとそれができないのか等がポイント。

b 就労状況の記載・・・就労状況の記載では、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等について診断医師がわかるように、身体的機能および精神的機能、社会的な適応性の程度に配慮して記載することが大事。現に仕事に従事している場合でも、年金受給を諦めることはない。

④ 医師が書いてくれた年金診断書を見てみて軽い内容しか書いていない場合、その先生にもう一度、「前回伝えきれいでなかったことがあります」と言って、再度話を聞いてもらい、できれば診断書を適切な内容に直してもらおう。

⑤ 療育手帳の有無は障害年金申請要件ではないので、大人発症の発達障がいの方などで療育手帳がなくても障害年金は申請可能。

参加してよかったとのお声をいただき、大変嬉しく存じます。これからも会員の皆さんや支援してくださる皆さんにも役に立つセミナーの開催を続けてまいります。

(小林 顕 記)



# 20歳成人おめでとう



おめでとうございます！  
これからもいろいろな経験をして  
自分らしい人生を楽しんでください

**石川 康文さん**

のあシップで頑張ってます！  
コロナが落ち着いたら USJ に行きたいです。

潟上ひまわりの里に通所しています。  
毎日楽しいです。

**山本 欧介さん**



**野口 恒太さん**

緑光苑で働いています。  
封入の作業が今のお気に入りです。  
これからも元気に頑張ります！

**入江 晃己さん**

秋田市大町ほのぼの  
働いています。  
高3から始めたスイミング  
を今も週1回続けて  
います。

ご本人さんの活動紹介コーナー

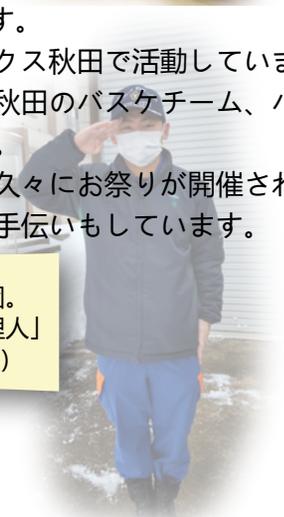
## きらっとさん



**加藤 理人さん**  
りひと

加藤理人(26歳)です。  
ぼくは栗田支援学校を卒業後、今は添川にある明成園に通っています。園ではおしぼりの作業を担当しています。  
バスケットボールが大好きで、スペシャルオリンピックス秋田で活動しています。昨年秋には広島での全国大会にも参加しました。秋田のバスケットチーム、ハピネッツ、ペッカーズも大好きで全力応援しています。  
竿燈は小学生のころから南通り竿燈会に参加、去年は久々にお祭りが開催されてとてもうれしかったです。最近は地域の消防団のお手伝いもしています。

大好きなバスケットや小さい頃からのあこがれの竿燈や消防団。  
たくさんの人たちとふれあい支えられながらの「秋田大好き理人」  
です。これからも明るく元気に頑張ろう！ (母より)



秋田のチームは残念ながら勝利することはできませんでしたが、今までの練習の成果とチームワークの良さを発揮することができました。また、選手団は親元を離れて団体行動をし、一回り成長した姿に秋田チームに同行いただいたボランティアさんをトヨタイズムプレス班が密着しており、そちらでも取り上げていただきました。

スペシャルオリンピックス日本の秋田で活動しているバスケットボールのメンバーが全国大会の広島大会に出場しました。四年に一回の全国大会には12競技に八五〇人の選手が参加し、関係者は約500人、ボランティアさんはのべ四千三百人だそうです。

フライングディスク協会の橋本さんから基本の構えや投げ方を教えてもらい練習した後、アキュラシーという、五メートル先の的を通す種目に挑戦しました。成功するたびに大歓声がおこり、楽しく体験会を終えました。ハンディに関係なく誰でも夢中になれるスポーツ、皆さんも機会があったら挑戦してみませんか？



フライングディスクお試し会(令和4年11月13日)



スペシャルオリンピックスは知的障がいがある方、どなたでも参加できます。活動に興味のある方はSON秋田のホームページをご覧ください！

SON秋田 ( <https://son-akita.jp/> )

知的・発達障がい啓発キャラバン隊

## こまちほ〜ぷ隊通信

にぎわい交流館 AU で行われた「心いきいき芸術文化祭」の催しのひとつとして、こまちほ〜ぷ隊による、知的・発達障害疑似体験の出前講座を行いました。

予想していたよりもたくさんの方に体験していただき、途中でテーブルを増やしていただいたりと大好評のうちに公演を終えることができました。手話通訳の人がついて下さったので話が飛ばないように気をつけましたが、つついお伝えしたいことが多すぎて・・・ごめんなさい。

体験は、かいてみよう、作ってみよう、聞いてみようなど5つ程準備していきましたが、時間が足りず全てを実施することができませんでした。参加された方からは、

- ・また体験したい
- ・体験を通して障害に対しての理解がすすんだ
- ・体験により当事者の感覚を少し知ることができた

等々の感想をいただき、やはりこの体験はどんどん広めていかなければ！とあらためて感じました。

「おもしろかった」という感想も。私たちも楽しく公演できましたよ！これからも、私たち「こまちほ〜ぷ隊」の出前講座への出張依頼と宣伝もよろしく願いいたします。

(隊長 平野 正子 記)



## 令和6年度「手をつなぐ育成会 全国大会」が秋田で行われます！

県と市の育成会会長副会長が実行委員となり、令和6年10月の土日、主にあきた芸術劇場「ミルハス」を会場としてさまざまな分科会、本人会を企画予定です。引き続き、ご協力できそうな方は事務局までお知らせください。

### 知的障害者の権利擁護事業 成年後見支援スタッフセミナー

成年後見制度など権利擁護事業にあたり、支援スタッフの募集や制度の知識や理解を深めるセミナーを開催いたします。対象は、育成会会員、秋田県内の知的障害児者の保護者、福祉関係者、成年後見制度に興味・関心のある一般の方など。参加無料。

- ① 令和5年 4月22日(土) 14時～16時
- ② 令和5年 6月24日(土) 14時～16時
- ③ 令和5年 8月26日(土) 14時～16時
- ④ 令和5年 10月21日(土) 14時～16時
- ⑤ 令和5年 12月16日(土) 14時～16時
- ⑥ 令和6年 2月24日(土) 14時～16時

※いずれも会場は秋田県社会福祉会館8階合同研修室となります。①の講師は鈴木哲郎理事（行政書士）による「成年後見の基本と今後の法人後見の方向」について学びます。

### 編集後記

いよいよ育成会会員の悲願とも言える、親亡き後、兄弟姉妹亡き後の心配事を解消すべく「あきた後見センターつなぐ」設立の第一歩を踏み出すこととなりました。法人化が弾みとなり、今までにない活気の良さで目的に向かって邁進している様子を見て、今までの改革の努力が報われそうです。  
未だに私たちを取り巻く社会情勢に心配は尽きませんが、一つひとつ皆で力を合わせて解決してまいります。  
(本田)

### 事務局より（会員様宛て）

重要

#### 令和5年度会費納入のお願い

令和4年度より、ゆうちょ銀行の振込依頼票による納入を段階的に減らす(送付に係る通信費十数万円を削減できます)こととなりました。

#### 年会費 3,000円(会員、賛助会員共)

令和4年度のお振込みがお済みでない方は2年分の支払いをお願いします。  
(毎年9月末日締め切り)

#### 秋田銀行手形支店(普通) 1186360

ゆうちょ銀行記号番号 02200-2-129410

#### メール登録と受信設定のお願い

akitaikusei@gmail.com

→ 既会員宛てになります。件名「メール配信希望」、本文「会員氏名、連絡先電話番号」を送信いただくと完了です。メール設定で受信許可していない方が多くいらっしゃいますので、届いていない方、ご確認ください。

1週間経っても返信メールがない場合、大変お手数ですが事務局まで(090-2559-4811)ご連絡ください。

セミナーのご案内、県育成会や秋田市・県の障がい福祉情報などメールから発信いたします。

ホームページ、Facebook ページの閲覧は、

秋田市手をつなぐ育成会  で検索！

### 読者コーナー

皆様のご意見や情報を紙面づくりに活かします！

きらっとさん、福祉事業所、支援学校の活動のほか、ご意見ご感想などをお寄せください。こちらからご依頼させていただく場合もございます。

メール akitaikusei@gmail.com

※秋田市手をつなぐ育成会会報誌「きずな」はおおよそ9月末と3月末の発行予定です。